明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（総務九八）　一
○地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令（同九九）　六

〔官庁報告〕
官庁事項
日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示について（金融庁）　六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
平成二十事業年度財務諸表（年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人農業環境技術研究所）、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社社料金の額及び徴収期間の変更関係　六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一二
一三

省　令

○総務省令第九十八号

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百四十七号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月十六日

総務大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二第三号中「使用の状況」の前に「前号に掲げるもののほか、」を加え、同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと。

第六十二条の二に次の一項を加える。

2　前項第三号の危険物の貯蔵及び取扱いからは、次に掲げるものを除く。

一　消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱い

二　ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱い（一の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の五分の一未満である場合に限る。）

三　屋外タンク貯蔵所の配管の他の製造所等との共用部分における危険物の取扱い（当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに伴うものに限る。）

第六十二条の五に次の二項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、同項に規定する屋外タンク貯蔵所について同項に規定する期間内に第六十二条の二第一項第三号に掲げる事由が生じ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を市町村長等が定める期間延長することができる。

4　前項の申請は、別記様式第三十五の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

第六十二条の八第一項第一号中「三十年間」の下に「。ただし、当該期間内に同条第三項の規定により市町村長等が延長期間を定めた場合にあつては、当該延長期間を加えた期間」を加える。

別記様式第三十四の次に次の七様式を加える。